

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ～ R8.8.10	指名停止等の措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	左記の社は、国土交通本省等が令和5年度に交付した補助金2件（住宅市街地総合整備事業補助金、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していたことによる。
	株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号	R8.7.17 ～ R8.11.16	指名停止等の措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	左記の社は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けたことによる。
	アメリカンエンジニアリングコーポレーション	8700150066309	沖縄県宜野湾市大山7-11-47	R8.7.24 ～ R8.9.23	指名停止等の措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	左記の社は、過去3事業年度（令和5年1月1日から令和7年12月31日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より22日間の営業停止処分を受けたことによるもの。